

Title	組織的利益相反の視点による大学発ベンチャーへの関与に関する課題整理
Author(s)	伊藤, 伸; 明谷, 早映子
Citation	年次学術大会講演要旨集, 33: 493-496
Issue Date	2018-10-27
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/15614
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨



2 C 1 5

組織的利益相反の視点による大学発ベンチャーへの関与に関する課題整理

○伊藤 伸（東京農工大学）、明谷 早映子（東京大学）
itoshin@cc.tuat.ac.jp, aketani.saeko@mail.u-tokyo.ac.jp

1. はじめに

1990年代後半以降、産学連携の進展に伴い、国内大学では長らく利益相反マネジメントの体制が整備され、運用されてきた。しかし、大半は個人の利益相反を対象とし、大学本体が経済的利益を得ることに伴う組織の利益相反についての本格的な取り組みは緒に就いたばかりである。組織の利益相反を対象にした調査や分析も少ない。

一方で近年、大学発ベンチャーへの出資事業や産学間の大規模共同研究等、大学自体が産学連携により大きな経済的利益を得る可能性が生じている。大学発ベンチャーファンドを運営している大学は増加し、新興株式市場では大学発ベンチャーが存在感を強めている。東証マザーズ時価総額ランキングの上位にはサンバイオ（慶応大）、PKSHA Technology（東大）、CYBERDYNE（筑波大）といった大学発ベンチャーが上位に並ぶ。マザーズを卒業して東証1部に至った例もペプチドリーム、ユーグレナ（ともに東大）と少なくない。大学発ベンチャーは新興株式市場に不可欠な新陳代謝を促進する重要な役割を果たしている。大学発ベンチャーに対する大学の関与についても社会的な期待や関心が高まり、それらに対する大学の責任は大きくなっている。

特に大学発ベンチャーファンドは、大学が未公開の大学発ベンチャーに対し直接・間接に投資する枠組みであり、株式の値上がり益等の大きな経済的利益が発生する可能性がある。こうした経済的利益の発生や発生の見込みが、大学本体や大学の意思決定権者の意思決定をゆがませる可能性が存在する。本発表では、組織や意思決定、資金の流れ、経済的利益の発生等の関係を組織的利益相反マネジメントの視点から整理する。経済的利益により大学の意思決定が歪められると何が損なわれるのかを浮き彫りにし、リスクの特定や対策についても検討する。

2. 利益相反の概念

利益相反の概念は米国における産学連携の進展に伴って醸成され、国内では2002年に文部科学省科学技術・学術審議会の「利益相反ワーキング・グループ報告書」[1]が発表された。1998年の大学等技術移転促進法（TLO法）、2000年の産業技術力強化法と法整備が進み、産学連携の気運が高まってきた時期であった。同報告書で利益相反は、「責任ある地位にいる者の個人的な利益と当該責任との間に生じる衝突」とされた。概念整理では、「大学（組織）としての利益相反」が記載されているが、上記の基本定義が「個人的な利益」とされているのは、喫緊の課題であった個人の利益相反マネジメントへの対応が強く念頭にあったものと思われる。

本発表では、Harvard大学の利益相反ポリシーを引用した明谷[2]を参考に以下のように定義する。

個人の利益相反：個人的な経済的利益が、研究責任者の専門的な判断や客観性・中立性を損なう影響を及ぼす可能性がある、またはそのように見える状況（研究責任者の活動とは、研究の計画・実施・報告に関係する活動を指す。）

組織の利益相反：①大学の組織が享受する経済的利益や、②大学組織を代表する権限のある者が享受する経済的利益が、大学組織の活動に影響を及ぼす可能性がある、またはそのように見える状況（大学組織の活動とは、研究の計画・実施・報告・監督、教育、組織としての取引、その他組織としての活動を指す。）

組織の利益相反の②は、組織としての意思決定に影響するものであるという点で、個々の研究に関係した経済的利益に注目する個人の利益相反とは区別される。ただ、個人の利益相反も同時に生じるケースもある。なお、同報告書では、個人の利益相反と組織の利益相反の両方を含む概念を狭義の利益相反

とし、狭義の利益相反と責務相反の両方を含む概念を広義の利益相反と整理している。責務相反とは、教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、大学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態であり、主に時間配分の問題である[3]。

利益相反マネジメントは、利益相反自体を悪とみなすものではなく、利益相反が組織の運営や研究機関としての活動に悪影響を及ぼさないよう対応することを意味する。その目的は社会への説明責任を果たし、大学の信用・信頼を守りながら組織としての大学を活性化することであり、産学連携の抑制が狙いではない。マネジメントの主体は個人ではなく、組織（大学）である。

3. 環境変化と組織的利益相反マネジメント体制

前述したように近年、大学自体が産学連携により大きな経済的利益を得る枠組みや状況が生じている。2013 年に文部科学省の官民イノベーションプログラムが開始され、国から東大、京大、阪大、東北大の 4 大学に対し、大学発ベンチャーへの投資向けに計 1000 億円が出資された。合わせて国立大学法人法の改正等により国立大学による大学発ベンチャーファンドへの出資が可能になった。この 4 大学は、この資金を元手にそれぞれ系列のベンチャーキャピタルを設立し、大学発ベンチャー投資を進めている[4][5][6][7]。いずれも当該大学が 100%出資した株式会社である。さらに 2017 年に文部科学省の指定が始まった指定国立大学法人には、研究成果を活用する事業者への出資等が認められている。

慶応大や東京理科大を始め、私立大学の大学発ベンチャーファンドの設立も相次いでいる。金融機関やベンチャーキャピタルといった他の組織との連携で設立される場合も多い。

大学発ベンチャーの新規設立も 2005 年頃をピークに減少傾向だったが、2013 年以降は再び増加している。2016 年度には 127 社が新規設立され、同年度末に現存している大学発ベンチャーは 1,698 社に達している[8]。

こうした環境変化に対応するように 2015 年の科学技術・学術審議会の「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」[9]では、組織としての利益相反マネジメントについて、学内での取組方針を定めるべきこと、大学経営層の理解のための方策を検討することが指摘された。東北大学は 2015、16 年度に文部科学省産学官連携リスクマネジメントモデル事業として「組織としての利益相反マネジメントモデル」を構築した。大学組織の経済的利益関係及び産学官連携活動については、当該事務を所管する部署から、また、大学の意思決定を行う役職員の経済的利益関係に関しては、本人からの申告を所定の時期に受け、学外専門家を含む利益相反マネジメント委員会にてマネジメントを行っている[10]。東京大学では 2017 年 3 月に組織的利益相反監視委員会規則が制定された。

4. 出資者としての大学と組織的利益相反マネジメント

典型的なベンチャーキャピタルのビジネスプロセスは以下の通りである。

- ① 資金集め（機関投資家、個人投資家、事業会社、他のベンチャーキャピタルに出資を働き掛け）
- ② ファンド（投資事業有限責任組合）を設立
- ③ 投資する未公開企業を探索、調査
- ④ ファンドとして未公開企業に投資
- ⑤ 投資した未公開企業の成長を支援（役員の派遣により経営に関与する場合も）
- ⑥ 投資した未公開企業の株式公開又は M&A（合併・買収）に伴い保有株を売却し、売却益を確保
- ⑦ ファンドの出資者へ利益を分配

株式を保有し、株主になると、利益分配を受ける権利ばかりでなく、会社の経営に参加する権利を得る。M&A の意志決定に関しては株主総会で議決権を行使することになる。役員の派遣に踏み込めば、より直接的に経営に関与することになる。

上記のうち特に重要な意思決定が求められるのは、④ファンドとして未公開企業に投資と⑥投資した未公開企業の株式公開又は M&A（合併・買収）に伴い保有株を売却し、売却益を確保するプロセスである。④の投資の際には、経営者を含めた投資先の選定はもちろん、株式数、金額、株式の種類等の多様な条件を決定する必要がある。⑥の保有株の売却もタイミングや売却相手が重要であり、ファンドの運用機関や投資先の成長速度を踏まえた判断になる。株式公開後に市場で売却することは有力な選択肢である。一方、投資先の経営が滞り、事実上、保有株に価値がなくなることも少なくない。

大学が関与するベンチャーキャピタルでは、上記に加えて関連する経済的利益が多様になる。大学発

ベンチャーは大学と技術的な結び付きを有する場合が多い。表 1 に整理したように株式値上がり益以外にも、共同研究等による収入や特許ライセンス料の受領の可能性がある。共同研究や知的財産のライセンスは出資の必須条件ではないが、多くの場合、連動する。公的な研究助成を活用した共同研究の実施やその成果である知的財産のライセンスもしばしば起こりうる。

さらに大学では、知的財産のライセンス対価として現金の代わりに株式を得る選択肢がある。これは、大学発ベンチャーの厳しい資金繰り傾向に配慮したもので、「出世払い」的な取扱である。なお、株式ではなく、新株予約権等の株式を購入する権利のやり取りもあり、その場合、権利の保有者は潜在的な株主となる。

また、大学発ベンチャーの支援費用には、大学が支援の専門家を配置し、低廉な入居料を設定するインキュベーション施設の提供等が想定される。

表 1. 意思決定と経済的利益（大学組織）

大学組織の意思決定	大学組織の経済的利益
①投資時 (相手先、時期、金額、株式数、株式等の種類)	株式による利益は未実現
②支援時 (支援手法：施設提供、役員派遣、連携関係：共同研究（特に臨床研究）、物品購入)	株式による利益は未実現だが、投資先の大学発ベンチャーとの共同研究等による収入の可能性。一方で支援費用の発生。 特許ライセンス料の受領
③回収時 (株式の売却時期、売却先：市場か M&A、放棄、新株予約権の行使時期)	株式値上がり益の発生 (※業績や株価次第。投資先が破綻し、何ら利益を得られない＝投資が回収できない場合も) 特許ライセンス料の受領

表 2. 意思決定と経済的利益（大学組織を代表する権限のある者）

大学組織の意思決定	大学組織を代表する権限のある者経済的利益
①投資時 (相手先、時期、金額、株式数、株式等の種類)	株式による利益は未実現
②支援時 (支援手法：施設提供、役員派遣、連携関係：共同研究（特に臨床研究）、物品購入)	株式による利益は未実現だが、投資先の大学発ベンチャーへの兼業による収入（報酬）の可能性。 発明者として特許ライセンス料の配分受領
③回収時 (株式の売却時期、売却先：市場か M&A、放棄、新株予約権の行使時期)	投資先の大学発ベンチャーへの兼業による収入（報酬）の可能性。 (※業績や株価次第。投資先が破綻し、何ら利益を得られない場合も) 発明者として特許ライセンス料の配分受領

こうした意思決定は経済的利益との関係でなされるということに、組織として自覚的にならないと、研究・教育活動へのゆがんだ影響につながる可能性がある。組織的利益相反マネジメントでは、このことが広く認識される必要がある。利益相反は、実際に影響を及ぼす可能性があるばかりでなく、そのように見える状況を含む概念のためである。本発表では、表 3 に示すように経済的利益と研究・教育活動への影響の可能性を整理した。不適切な研究・教育資源の配分には、大学内の研究費の配分や研究施設（空間や実験機器・装置）の利用、学生の産学連携研究への参加が対象に含まれる。

表 3. 経済的利益と研究・教育活動への影響の可能性

大学組織の経済的利益	研究・教育活動への影響の可能性
I. 投資前 (株式による利益は未実現)	投資をしたいベンチャーへの過度の優遇
II. 投資後から売却まで (株式値上がり益、共同研究（特に臨床研究）等による収入)	値上がり益を大きくするための投資先ベンチャーの優遇、連携研究への不適切な研究・教育資源の配分。
III. ライセンス関連 (実施料収入) ※ライセンスは出資の必須条件ではないが、連動することが多い。	実施料収入を大きくするための投資先ベンチャーの優遇、連携研究（特に臨床研究）への不適切な研究・教育資源の配分。

5. 議論

大学発ベンチャーに対する大学の関与について意志決定、資金の流れ、経済的利益の発生等の関係を組織的利益相反マネジメントの視点から整理した。組織的利益相反マネジメントについては、ポリシー制定とともに、経済的利益の発生と想定される研究・教育活動への影響の可能性を踏まえたマネジメント実践（業務フローへの落とし込み）が必要であろう。経済的に大きなインパクトが出ているだけにポリシーとマネジメント実践については、個別の事情をふまえたうえで、社会から容認される水準が求められる。

米国でも組織的利益相反マネジメントについては、該当部署からの情報提供と外部への情報開示が中心である。透明性の向上が信頼性、高潔性につながるのは個人の利益相反マネジメントとまったく同じであり、審査・判定には、外部有識者の参加が必須になる。

なお、本発表では触れなかったが、大学組織の経済的利益の形態としては寄付が存在する。国内税制では寄付金は対価性のある金銭の交付ではない。特に臨床研究に関連する事案ではマネジメント対象として考慮が必要であろう。

参考文献

- [1] 文部科学省科学技術・学術審議会・技術・研究基盤部会・産学官連携推進委員会・利益相反ワーキング・グループ, 「利益相反ワーキング・グループ報告書」(2002), http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu8/toushin/021102.htm
- [2] 明谷早映子, 東京大学の利益相反マネジメント, 産学連携学, 13(2), 72-79 (2017)
- [3] 新谷由紀子, 大学における利益相反マネジメントの実質化のために—運用の手引—(2016), <http://hdl.handle.net/2241/00142942>
- [4] 東京大学協創プラットフォーム開発株式会社 HP, <https://www.utokyo-ipc.co.jp/>
- [5] 京都大学イノベーションキャピタル株式会社 HP, <http://www.kyoto-unicap.co.jp/>
- [6] 大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社 HP, <https://www.ouvc.co.jp/>
- [7] 東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社 HP, <http://thvp.co.jp/>
- [8] 平成 28 年度文部科学省産学連携等実施状況調査, http://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/sangaku/1397873.htm
- [9] 文部科学省科学技術・学術審議会産業連携・地域支援部会大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会, 「大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について」(2015)
- [10] 東北大学, 利益相反マネジメントマニュアル(平成 30 年 3 月更新版)(2018), <http://www.bureau.tohoku.ac.jp/coi/model/reference.html>